

令和8年7月22日判決言渡

令和8年（ネ）第10009号 損害賠償請求控訴事件

（原審・東京地方裁判所令和4年（ワ）第28365号）

口頭弁論終結日 令和8年5月25日

5

判

決

控 訴 人

フォースバレー・コンシェル
ジュ株式会社

10

同訴訟代理人弁護士

中 山 達 樹

15

被 控 訴 人

Beyond Technologies 株式会社
（以下「被控訴人会社」という。）

同訴訟代理人弁護士

大 空 裕 康

20

被 控 訴 人

Y₁
（以下「被控訴人Y₁」という。）

同訴訟代理人弁護士

大 空 裕 康

同

山 村 行 弘

25

被 控 訴 人

Y₂
（以下「被控訴人Y₂」という。）

同訴訟代理人弁護士 高 津 陽 介

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

5 事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決中、被控訴人らに関する部分を取り消す。
- 2 被控訴人らは、控訴人に対し、連帯して5000万円及びこれに対する被控訴人会社については令和5年2月17日から、被控訴人Y₁については同月1
10 8日から、被控訴人Y₂については同月20日から各支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。
- 3 被控訴人らは、原判決別紙2「営業秘密の内容」記載の各情報を使用し、又は第三者に開示してはならない。
- 4 被控訴人らは、原判決別紙2「営業秘密の内容」記載の各情報が記録された
15 文書及び電磁的記録媒体を廃棄せよ。

第2 事案の概要等（以下、特に断らない限り、略語は原判決の例による。）

- 1(1) 本件は、控訴人が、① 控訴人の元従業員であり被控訴人会社の従業員である被控訴人Y₂は、同じく控訴人の元従業員であり被控訴人会社の従業員である1審被告A、1審被告B及び1審被告C（以下、1審被告ら3名を併
20 せて「Aら」という。）、並びに、控訴人の元取締役であり被控訴人会社の代表取締役である被控訴人Y₁と共謀して、控訴人の保有する営業秘密（本件機密情報）を不正に取得し被控訴人会社の営業のために使用した、また、上記の行為は不競法2条1項4号所定の不正競争に該当する、② 被控訴人Y₂は、控訴人との間の合意（本件個別合意）に反して、不正に取得した本
25 件機密情報を被控訴人会社の営業のために使用した、③ 被控訴人会社は、控訴人との間の業務委託契約（本件各業務委託契約）に基づく秘密保持義務

に違反して、控訴人から提供された秘密情報を被控訴人会社の営業のために使用した、④ 被控訴人Y₁は、控訴人から被控訴人Y₂及びAらを引き抜いて被控訴人会社に入社させた、また、被控訴人Y₁は、控訴人に誓約（本件誓約）をしたにもかかわらず、競業行為を行った、⑤ 被控訴人Y₂及びAらは、控訴人の就業規則及び本件個別合意に反して、競業行為又は利益相反行為を行ったなどと主張して、被控訴人ら及びAらに対し、民法709条、719条（被控訴人ら及びAら）、会社法350条（被控訴人会社）、債務不履行（被控訴人ら及びAら）に基づき、損害賠償金5000万円及びこれに対する訴状送達の日から翌日から各支払済みまで民法所定の年3%の割合による遅延損害金の連帯支払を求める（一部請求）とともに、不競法3条に基づき、本件機密情報の使用又は開示の差止め、及び、本件機密情報が記録された文書又は電磁的記録媒体の廃棄を求める事案である。

(2) 原審は、① 原判決別紙2「営業秘密の内容」の「ファイル名」欄記載の各ファイル（以下「本件各ファイル」ということがある。）に本件機密情報が記録されていたとはいえない、また、仮に記録されていたとしても、被控訴人Y₂が本件機密情報を取得したとはいえず、これを被控訴人会社の営業のために使用したともいえない、② 被控訴人会社が控訴人から提供された秘密情報を被控訴人会社の営業のために使用したとはいえない、③ 被控訴人Y₁が被控訴人Y₂及びAらの引き抜きを行ったとはいえない、④ 本件誓約により直ちに被控訴人Y₁が競業避止義務を負うとはいえない、⑤ 本件個別合意のうち、競業避止義務を負う対象者を拡張する部分は労契法12条により無効であり、1審被告B及び1審被告Cについて競業避止義務違反はない、⑥ 本件個別合意のうち、利益相反行為に関する部分は同条により無効である、また、仮に被控訴人Y₂及びAらの行為が競業避止義務違反に該当し、Aらの行為が利益相反行為に該当したとしても、これにより控訴人に損害が生じたとはいえないとして、控訴人の請求をいずれも棄却した。

控訴人は、これを不服として控訴を提起したが、当審において、Aらに対する控訴を取り下げた。

- 2 前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、原判決「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要等」の2から4まで（原判決2頁26行目から10頁9行目まで）の被控訴人らに関する部分に記載のとおりであるから、これを引用する。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、控訴人の被控訴人らに対する請求はいずれも理由がないと判断する。その理由は、次のとおり補正し、2のとおり控訴の理由に対する判断を加えるほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」の1から7まで（原判決10頁11行目から20頁4行目まで）の被控訴人らに関する部分に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決13頁22行目から24行目までを削り、25行目の「仮に、」を「しかしながら、仮に」に改める。

(2) 原判決14頁9行目から10行目にかけての「原告が主張する不正アクセスが行われた日時とが異なっていること」を「、ドライブログに記録された、控訴人において被控訴人Y₂による不正なアクセスがあったと主張する日時とが異なっていること」に改め、同行目の「②原告が、」の次に「原審において、」を加え、11行目の「認めていること」を「認めていたこと」に改める。

(3) 原判決15頁22行目の「事実が推認されるものではない」から25行目末尾までを「事実を推認することはできない。」に改める。

(4) 原判決17頁12行目から13行目にかけての「いずれも採用することができない。」の次に「そして、他に被控訴人Y₁が被控訴人Y₂の引き抜きを行ったことを認めるに足る的確な証拠はない。」を加える。

(5) 原判決19頁21行目から22行目にかけての「うかがわれる上」から2

3行目の「事情も認められないことからすれば」までを「うかがわれ、そうすると、控訴人の令和2年度及び令和3年度の売上げが令和元年度のそれに比し大幅に減少した事実をもって」に改める。

2 控訴の理由に対する判断

5 控訴人は、同訴訟代理人作成に係る報告書（甲120）によれば、本件各ファイルに本件機密情報が記録されていたことは明らかであるところ、① モバイルログに記録された、被控訴人Y₂がモバイル端末からウェブブラウザにアクセスをした日時と、ドライブログに記録された、控訴人において被控訴人による不正なアクセスがあったと主張する日時とが近接していること、② 被控
10 訴人Y₂の控訴人在職時のアカウント（以下「本件アカウント」という。）を使用して本件機密情報にアクセスをすることができるのは、被控訴人Y₂のみであること、③ 不正なアクセスにより情報を取得する場合、送信履歴を残さないようにするため、ダウンロードすることなく、閲覧後に文字読取りツール（OCR）を利用して情報を取得するのが一般的であることからすると、被控
15 訴人Y₂は不正なアクセスにより本件機密情報を取得したというべきである旨の主張をする。

しかしながら、証拠（甲33、甲62の2）及び弁論の全趣旨によれば、モバイルログに記録された、被控訴人Y₂がモバイル端末からウェブブラウザにアクセスをした日時と、ドライブログに記録された、控訴人において被控訴人
20 による不正なアクセスがあったと主張する日時との間には、0.5時間ないし18時間程度の間隔があることが認められ、控訴人が縷々主張するクラウドサービスにおける情報管理の仕組みやその利用実態を考慮しても、上記日時が近接しているとは到底いえない。そして、本件アカウントを使用して本件機密情報にアクセスし得るのは、被控訴人Y₂のみであることや、不正なアクセスにより情報を取得する場合、閲覧後にOCRを利用して情報を取得するのが一般的
25 であることを認めるに足りる的確な証拠もない。

そうすると、仮に本件各ファイルに本件機密情報が記録されていたとしても、
本件において、被控訴人 Y₂ が不正アクセスにより本件機密情報を取得したと
認めるのは困難である。

3 以上によれば、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから、これを棄
却することとして、主文のとおり判決する。

知的財産高等裁判所第 2 部

裁判長裁判官

森 富 義 明

裁判官

菊 池 絵 理

裁判官

頼 晋 一